

犯罪のない、安心・安全まちづくり

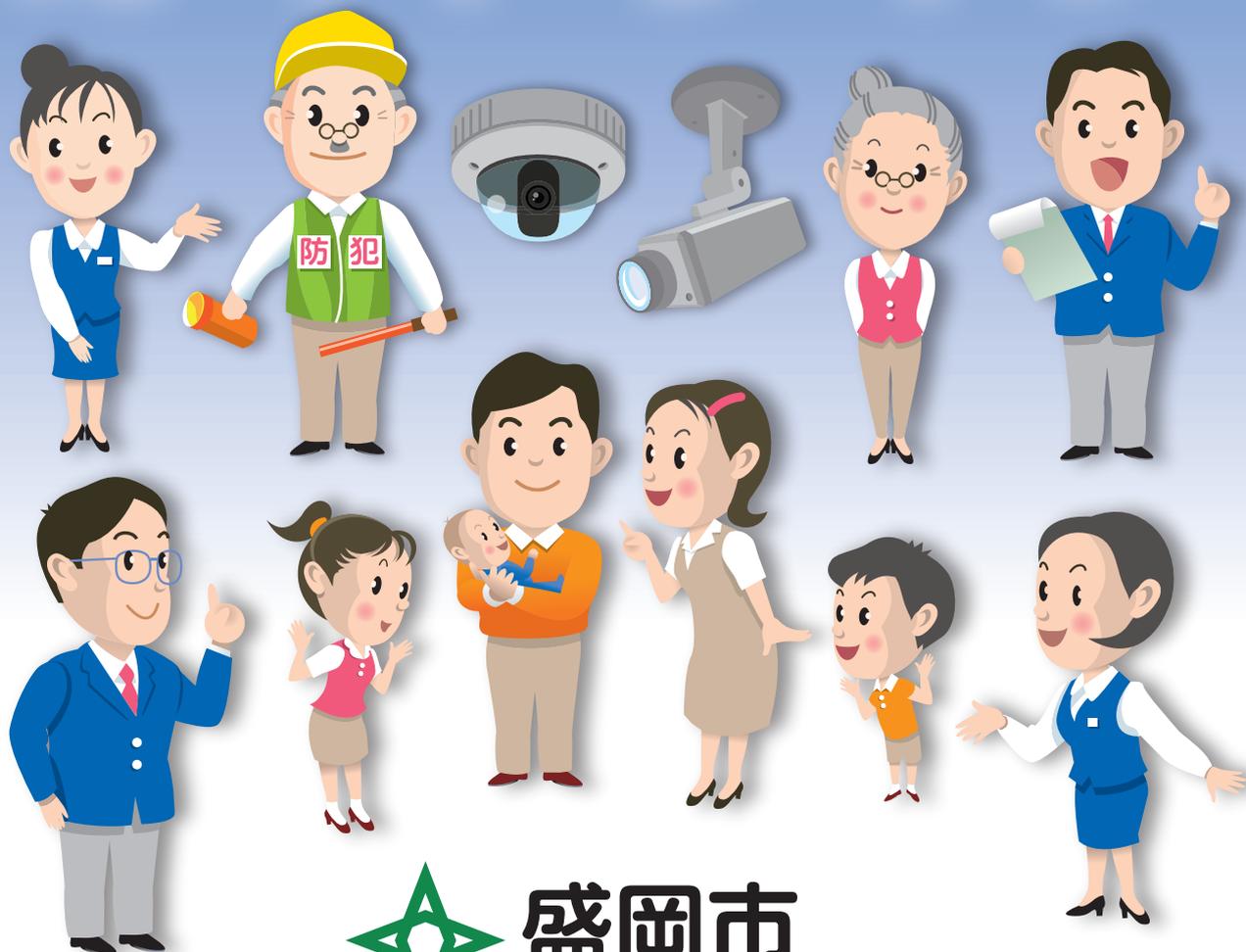
防犯カメラの設置

防犯カメラの設置と利用には

及び運用に関する

プライバシー保護の配慮が必要です!

ガイドライン



盛岡市
morioka city

はじめに

1 ガイドラインの策定の経緯

盛岡市は、犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成22年に盛岡市防犯活動推進条例を制定して防犯対策に取り組んでいるところで

す。

町内会・自治会やPTAなどが自主的な防犯活動を継続した結果、刑法犯認知件数は減少しておりますが、子どもや女性に対する声かけ事案は後を絶たず、人の目による防犯活動には限界があります。

このような状況の下、機械の目による24時間態勢の防犯活動を行うため、防犯カメラが導入されるようになってきました。防犯カメラは、犯罪を抑止する効果や地域における見守りの役割が期待されているほか、事件の解決に活用されることもあり、今後さらに設置が進むことが見込まれています。

しかしながら、防犯カメラで撮影された映像は、個人情報に当たる場合もあり、適正に管理されなければ、プライバシーが侵害されることとなりますが、防犯カメラの設置や管理についての統一的な基準がなく、設置者の自主性に委ねられているのが現状となっています。

そこで、防犯カメラを設置される方がプライバシーに配慮した適切な運用を図るとともに、撮影される個人の不安の解消を図るため、盛岡市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。

このガイドラインに沿って、プライバシーに十分配慮しながら、防犯カメラの適正な設置及び運用に努めましょう。

また、既に防犯カメラを設置している場合は、運用方法がこのガイドラインの趣旨に沿っているか点検し、必要に応じてガイドラインを参考に運用基準を定めるなどしてください。

なお、個人で利用するカメラやドライブレコーダー等であっても、不特定多数の人を撮影している場合は、プライバシーを侵害するおそれがあります。このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護に配慮した運用をお願いします。

2 目的

- (1) 防犯カメラの設置及び運用に関し、設置者が留意すべき事項を明らかに示すこと。
- (2) 防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等との調和を図ること。
- (3) 防犯カメラの適切な設置及び運用につなげること。

3 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次のとおりとします。

(1) 設置目的

犯罪の防止を目的とし、継続して設置されるカメラ

※犯罪の防止と他の目的を併せて設置されるカメラも対象となります。

(2) 設置場所

不特定多数の人が利用する場所や施設に設置されるカメラ

例：道路、公園・広場、金融機関、商業施設、公共施設、宿泊施設、駐車場等

※集合住宅の建物内（一般の人が立ち入ることができない部分）や工場の敷地内など、特定の人だけの利用を想定した場所を撮影している場合は対象外となります。

(3) 設置機器

映像を記録する機能があるカメラ



防犯カメラの設置及び運用に当たっての 留意事項

1 設置の目的

防犯カメラの設置者は、犯罪防止の目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行わないようにしてください。

2 撮影の範囲と設置場所

防犯カメラで撮影された映像は、撮影された個人のプライバシーを侵害するおそれがあります。プライバシーを侵害したとして、カメラの撤去や損害賠償の対象となる場合（※）がありますので、防犯カメラを設置する場合は、住宅内部などの私的空間が映らないようにするなど、不必要な映像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、設置場所を定めてください。

（※） ☎ こんな事例がありました ☎

アパートのひさし等に設置したカメラが、入居者宅の玄関付近を撮影していたことから、プライバシーを侵害するとして、カメラの撤去及び損害賠償の支払を命じられた事例があります。

平成27年11月5日東京地裁判決

平26（ワ）第13748号 監視カメラ撤去等請求事件



3 設置機器

プライバシーや人権が侵害されるおそれがありますので、設置するカメラは次に掲げる機能を備えていないものとしてください。

- (1) 特定の個人を識別するための画像等を自動的に照合する機能
- (2) 音声を録音する機能

4 カメラ設置の表示

犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内やその付近に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を分かりやすく表示してください。

例：「防犯カメラ設置区域」，「防犯カメラ作動中」

防犯カメラ作動中
設置者〇〇〇〇

防犯カメラ設置区域
設置者〇〇〇〇



5 管理責任者の指定

防犯カメラの適切な管理・運用を図るため、必ず管理責任者を定め、責任の所在を明確にしてください。

6 映像の管理

防犯カメラの映像が外部に漏れないよう、次の事項に留意してください。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラ、モニター、録画装置等の操作を行う取扱担当者を必要に応じて定め、管理責任者及び取扱担当者以外の者による防犯カメラ等の操作を禁止してください。

(2) 映像の安全管理と保存期間

映像の漏えい、滅失、き損、流出等の防止その他の安全管理を徹底し、映像の保存期間は、原則として1か月以内としてください。

また、防犯カメラの構成機器をインターネットや無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策、IDや安全なパスワードの設定、ソフトウェアの更新など、必要な措置(※)を必ず講じてください。

(※) 防犯カメラ等にも不正アクセス対策を

防犯カメラとその構成機器が通信回線に接続されている場合は、内臓されているソフトウェアを最新のものに更新していないと外部からの不正アクセスを受ける可能性があります。機器メーカーから修正プログラムが配布された場合は毎回更新しましょう。

(3) 映像加工の禁止

映像は、撮影された状態のまま保存し、加工しないでください。

(4) 映像の厳重な保管

録画装置、映像を記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンを保管する場合には、管理責任者及び取扱担当者以外の者による操作や盗難を防止するため、施錠された場所で厳重に管理し、8(1)アからウまでの場合を除き、外部への持ち出しを禁止してください。

(5) 映像の消去

保存期間が終了した映像は、速やかに消去してください。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された映像の読取りができないよう、物理的な処理を行ってください。

7 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの映像及び映像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはなりません。

このことは、管理責任者及び取扱担当者の職でなくなった後においても同様とします。

8 映像の利用と提供

(1) 防犯カメラの映像及び映像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用してはなりません。

また、設置目的にかかわらず、第三者に提供してはなりません。(※1) (※2)
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 裁判官が発する令状に基づく場合

イ 現に発生したと思料される犯罪や事故の捜査、行方不明者などの捜索のため、捜査機関から文書による提供要請を受けた場合

ウ 裁判所からの調査の嘱託、文書提出命令及び証拠保全に基づく場合

(※1) 情報の提供要請に関する補足事項

個人情報の保護に関する法律の規定によると、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、個人情報を利用することができる」とされており、防犯カメラの映像を第三者に提供することができる余地があります。提供する場合は、相手方の身元を確認する等個人情報の保護に十分配慮してください。

(※2) こんな事例がありました

防犯を目的に設置したカメラで撮影した映像を、写真週刊誌に掲載したことが肖像権を侵害するとして、慰謝料の支払を命じられた事例があります。

平成18年3月31日東京地裁判決

平17(ワ)第11863号 損害賠償請求事件

(2) (1) アからウまでの場合に映像等を提供するときは、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容等を記録するほか、電子データの場合にはパスワードを設定するなど、適正に運用してください。

9 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応してください。

10 業務の委託

防犯カメラの運用業務を外部に委託する場合には、受託業者にこのガイドライン及び運用基準を遵守させ、適正な運用を徹底させてください。

11 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱うこととします。

運用基準の作成等

1 運用基準の作成

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置及び運用について、このガイドラインの内容に沿った運用基準を作成してください（参考例は、別紙のとおり。）。

2 運用基準の遵守

防犯カメラの設置者は、管理責任者及び取扱担当者に対して、このガイドライン及び自ら定める運用基準を遵守させるとともに、研修を実施するなど、適正な指導を行ってください。

【別紙】運用基準の参考例

〇〇〇〇〇防犯カメラ運用基準（例）

1 目的

この基準は、犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的として、〇〇〇〇〇が設置する防犯カメラについて、適正な管理及び運用を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 防犯カメラの概要

〇〇〇〇〇が設置する防犯カメラの設置箇所、台数、機種等は、別表1のとおりとする。

3 管理責任者

- (1) 防犯カメラの適正な運用を図るため、別表2のとおり管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、防犯カメラで録画された映像（以下「映像」という。）の漏えい、滅失、き損、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

4 映像の管理

管理責任者は、次に定めるところにより映像を管理するものとする。

- (1) 管理責任者以外の者による防犯カメラの操作及び映像の取扱いを禁止する。ただし、管理責任者が必要と認めたときは、防犯カメラの操作及び映像の取扱いを行う取扱担当者を指定することができる。
- (2) 映像を取り扱う者は、そこから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 映像の複写、加工及び保管場所からの持出しを行ってはならない。ただし、5(1)の場合は、映像の複写及び保管場所からの持ち出しを行うことができる。
- (4) 映像は、施錠した場所に保管し、盗難及び散逸の防止に努めなければならない。
- (5) 防犯カメラの構成機器をインターネットや無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策、IDや安全なパスワードの設定、ソフトウェアの更新など、必要な措置を講じて映像の流出を防止しなければならない。
- (6) 映像の保存期間は、原則として1か月以内とし、保管期間を経過した後は、速やかに映像を消去しなければならない。
- (7) 映像を廃棄する場合は、記録媒体の粉碎等を確実にを行い、個人情報の流出を防止しなければならない。

5 映像の利用制限

(1) 管理責任者は、映像を設置目的以外の目的のために利用しないものとし、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供してはならない。

ア 裁判官が発する令状に基づく場合

イ 現に発生したと思料される犯罪や事故の捜査、行方不明者などの捜索のため、捜査機関から文書による提供要請を受けた場合

ウ 裁判所からの調査の囑託又は文書提出命令及び証拠保全に基づく場合

(2) (1)アからウまでの場合に映像を提供したときは、別表3の記録簿に記録するものとする。

6 苦情等の処理

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、運用等に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、適切な措置を講じなければならない。

附 則

この基準は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別表 1

番号	設置場所	機種等

別表 2

管理責任者	取扱担当者

別表 3

提供する日時			
提供するデータ	カメラ番号		
	記録日時	①	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分まで
		②	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分まで
		③	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分まで
提供先	機関名		
	所属		
	職・氏名		
	連絡先		
理由	1 裁判官が発する令状に基づく場合 2 現に発生したと思料される犯罪や事故の捜査，行方不明者などの捜索のため，捜査機関から文書による提供要請を受けた場合 3 裁判所からの調査の囑託，文書提出命令及び証拠保全に基づく場合		
備考			
記入者			

【このガイドラインに関する問合せ先】

盛岡市市民部くらしの安全課

電 話 019-603-8008 (直通)

FAX 019-622-6211 (代表)

E-mail kurasi@city.morioka.iwate.jp